

## 第80回国民スポーツ大会青森市弁当調達要項

### 1 趣旨

この要項は、本市で開催される第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）に斡旋し、又は支給する弁当の調達について、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関等の協力を得て、大会参加者の弁当調達に係る業務を実施する。

### 3 弁当調達計画

弁当調達においては、あらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成する。

### 4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 斡旋弁当 選手・監督、視察員及び報道員等に斡旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

### 5 調達期間

調達期間は、斡旋弁当にあつては大会の開催期間（公式練習日を含む。）、支給弁当にあつては大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

### 6 弁当の料金

弁当の料金は、第80回国民スポーツ大会（青森県）宿泊要項に準じるものとする。

### 7 弁当の食材

弁当の食材は、本市の新鮮な食材を取り入れた郷土色豊かなものとする。

### 8 弁当調製施設の指定

- (1) 弁当調製施設については、会長が別に定める選考基準に基づき選考し、実行委員会が指定する。
- (2) 実行委員会は、前号の規定により弁当調製施設を指定するときは、弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。

### 9 指定取消し

実行委員会は、指定弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その

指定を取り消すことができる。

- (1) 食品衛生法関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めて停止処分等各種行政処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生関係法令に基づく指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
- (4) その他実行委員会が不相当と認めたとき。

#### 10 弁当引換所の設置及び運営

実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適切な運営を行う。

#### 11 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。